

三宅島帰島プログラム準備検討会最終報告

「三宅島帰島プログラム準備検討会」報告書の概要

「三宅島帰島プログラム準備検討会」は、平成15年10月に設置されて以来、安全分科会、基盤分科会及び生活分科会を設け、帰島に際して必要となる各種対策や課題について検討してきたが、このたび、以下のとおり検討結果のとりまとめを行った。

はじめに

実際の帰島に当って、本報告に掲げる各種対策の実施については、その際の状況を踏まえ、事業の必要性を検討した上で、財源の手当てを含めたより具体的な実施計画を策定し、推進していくこととなる。

国、都、村としては、本報告を取りまとめて終わりとするものではない。今から実施できるものに直ちに取り掛かるとともに、今後、残された課題の検討や、帰島の時期や方法を含めた各種対策の準備を遅滞なく進めることとする。

1 安全分科会

○ 火山ガス監視・観測体制

島内全体の火山ガスの状況を監視し、日常生活の安全を確保するため、既設(10箇所)の測定器を活用しながら、観測態勢を整備する。当面、15年度中に測定機器の増設(3箇所)、既存測定器の活用(1箇所)により火山ガスの状況を把握する。

○ 火山ガス情報の伝達

防災行政無線の不感地帯を解消し、火山ガスの状況を島内一斉に放送する体制を確保する。また、帰島するまでの間に各世帯に設置されている個別受信機について、必要に応じた更新整備を行い、火山ガス情報を的確に島民等へ伝達する。

○ 避難体制の整備

大気中の二酸化硫黄濃度が避難を必要とするレベルまで高まり、避難が呼びかけられた場合には、原則として火山ガスの発生していない地域か安全な施設に避難する。安全施設の整備については、今後必要性の検討を踏まえ、公共施設を中心として脱硫装置を必要に応じて整備する。なお、保育園、小・中学校、三宅高校については、火山ガスが発生しても緊急避難が不要となるよう脱硫装置の整備を含め、安全対策について検討していく。

○ 高濃度地区対策

二酸化硫黄濃度の長期的影響の目安を上回る地域が存在している。仮にこうした状況の中で避難指示を解除する場合には、帰島までに当該地域の境界を決定し、一定の制限を行うなど、特別な対策が必要となる。そのため火山ガスの動向を見

ながら帰島までに対応策を検討していく。

2 基盤分科会

○ 居住地の安全確保

平成 17 年度末までに 51 基の砂防ダム等を整備する。大雨で泥流の発生する恐れのある区域を示す三宅島泥流防災マップを、帰島の時期に合わせて更新する。大雨注意報、警報など、警戒基準雨量の見直しを図る。

○ 居住場所の確保

村営住宅の補修・建替え等に向けて災害査定を実施した。火山ガスの動向を見ながら、村営住宅の新設、被害を受けた既存村営住宅の補修、建替えを実施する。泥流被害にあった家屋の堆積土砂排除、堆積土砂の入った土のう袋の排除、その他宅地内に残された堆積土砂排除の実施に向けて、災害査定を行う。

○ 教育施設の復旧

当面、三宅小・中学校各 1 校での再開を目指すこととし、耐震診断や被害調査結果に基づき、早期に災害復旧事業認定が受けられるよう必要な準備を進める。三宅高校についても、早期の災害復旧事業認定に必要な準備を進める。

○ 公共施設の復旧

火山ガスの動向を見ながら、中央診療所、保育園、特別養護老人ホームの復旧を進める。観光施設では、帰島後に、ふるさと体験ビレッジ、アカッコ館を復旧し、観光客が誘致できるよう整備する。

○ 安全な交通網の確保

都道では、橋梁の新設や道路線形改良工事などにより、被害が著しく通行に大きな支障のあった 16 箇所の本復旧工事が完了する。三池港では、護岸、荷捌地の整備を促進する。

○ 治山、林道・森林の復旧

平成 15 年度末までに 11 沢で工事に着手しており、34 基の治山ダムが完成予定である。引き続き、火山治山激甚災害対策特別緊急事業による治山ダム等の着実な整備を図る。山腹では、雄山環状線の復旧を進める。

○ 生産基盤施設の整備

帰島の意思があり、営農再開後、一定期間の営農継続の意思がある農家の農地を対象として、農地復旧を図る。伊ヶ谷漁港等では、嵩上げ、泊地しゅんせつ等の災害復旧を実施する。

○ その他

三宅島における緑化に関する統一的な考え方を示すため、関係機関による検討や有識者からの意見聴取を行い、「三宅島緑化ガイドライン」をとりまとめた。今後、苗木の生産等において、農家等による生産、三宅高校等との連携を図る。

3 生活分科会

○ 生活に関すること

被災者生活再建支援金の長期避難世帯特例を活用した支援を行っていく。また、融資・利子補給等を行い、島民の自立や生活の早期安定に向けて支援するとともに、帰島後も島内に総合相談窓口を設置し、島民の相談等に対して迅速かつ細やかに対応していく。

○ 福祉・教育に関すること

福祉施設の整備・再開や在宅サービス等の実施を推進する。また、当面の小・中学校各1校体制に伴う通学手段の確保など、学校の再開に必要な体制を整備するとともに、児童・生徒の心のケアの実施、授業料減免などにより被災者の就学を支援する。

○ 住宅・災害廃棄物に関すること

居住安定支援制度の活用を図るとともに、住宅の建設・補修等に係る融資・利子補給を実施する。早期に廃自動車などの災害廃棄物を処理するなど生活環境の整備を図る。

○ 産業・雇用に関すること

農業振興事業や磯根資源の回復、観光復興プログラムの策定、各種の融資・利子補給などにより産業の再開に向けた支援を行うとともに、復旧事業等を通じて島民の雇用創出を図る。